

令和元年 9 月 30 日

熊本空港特定運營業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、熊本空港特定運營業等（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 54 条第 1 項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

熊本空港は、熊本県における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、九州におけるアジアのゲートウェイの一つとしてのポテンシャルを有しています。

本事業は、震度 7 の激震が発生した平成 28 年熊本地震からの創造的復興を目指す上で、熊本空港をそのシンボルとするとともに、熊本空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運營業を実施させ、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することにより、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を図ることを目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：熊本国際空港株式会社

※ 熊本国際空港株式会社は、三井不動産株式会社（本社所在地：東京都中央区）を代表企業として、九州電力株式会社（本社所在地：福岡県福岡市）、九州産業交通ホールディングス株式会社（本社所在地：熊本県熊本市）、双日株式会社（本社所在地：東京都千代田区）、日本空港ビルデング株式会社（本社所在地：東京都大田区）、株式会社サンケイビル（本社所在地：東京都千代田区）、九州産交運輸株式会社（本社所在地：熊本県熊本市）、株式会社テレビ熊本（本社所在地：熊本県熊本市）、株式会社再春館製薬所（本社所在地：熊本県上益城郡益城町）、ANAホールディングス株式会社（本社所在地：東京都港区）及び日本航空株式会社（本社所在地：東京都品川区）から構成されるコンソーシアム「MSJA・熊本コンソーシアム」が出資し設立された会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上